

群馬大学医学部附属病院マニュアルの管理に関する申合せ

令和元.11.5 制 定

国立大学法人群馬大学法人文書管理規則等に基づき、附属病院における病院マニュアル集に掲載されている各種マニュアル（以下「マニュアル」という。）を一元的に管理するために、必要な手続きを定める。

1. 委員会等での審議

マニュアルの制定,改正及び廃止（以下「制定等」という。）にあたっては、所掌する委員会等で十分に審議するものとする。

2. 病院運営会議での審議

所掌する委員会等において承認されたマニュアルの制定等の案は、病院運営会議に付議し承認を得るものとする。

3. 管理・周知

病院運営会議で承認されたマニュアルは、総務課において病院情報システム（GUNMAS）及びホームページに掲載並びに紙面で病院内に周知することとする。

4. この申合せの改廃は、病院長が行う。

附 則

この申合せは、令和元年11月5日から施行する。